

小千谷市手話言語条例 が制定されました

(平成30年4月1日施行)



「手話」とは、ろう者の言語です

ろう者は聴覚に障がいのある人のうち、手話をコミュニケーションの手段とする人たちです。

「聞こえない」ということは外見からはわかりません。また聞こえ方も、全く聞こえない、聞こえづらい、などさまざまです。

手話は、手指や顔・体の動きをつかって見て分かるように表現する言語です。手話を使って仲間の輪を広げるとともに、社会生活に欠かせない言語としてろう者の間で大切に受け継がれてきました。

聞こえない人がいたらどうしたらいいの？

緊急時にサイレンや放送などの音声情報が入らない…どう行動していいかわかりません。

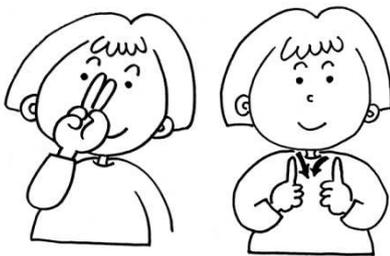
電車などが急に止まったら車内放送が聞こえない…どうしたらいいのかわかりません。

◎ 後ろからではなく、前に回って手話や口話、筆談で話しかけてもらおうと安心です。

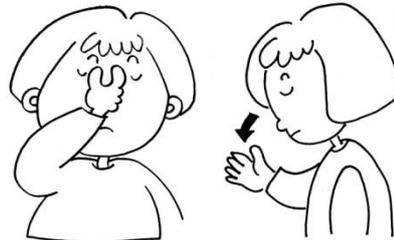
◎ たとえ手話ができなくても、身振り手振りや指さし、ゆっくりはっきり話す、紙に書くなどして情報を知らせてください。

まずは手話であいさつ！

すぐに使えるよ



こんにちは



ごめんなさい



ありがとう



よろしくお願いします

小千谷市手話言語条例の概要

概要

手話は言語であることを認め、ろう者と手話への理解・普及をすすめるため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を明らかにすること。手話に関する施策を総合的・計画的に実施し、障がいの有無に関わらず、市民すべてが共に生きる社会づくりをめざすこと。施策のための必要な財政を措置すること。などが定められています。

前文より

手話は、手指や顔、身体の動きを使い視覚的に理解する言語であり、ろう者は手話によって物事を考え、知識を蓄積し、コミュニケーションを図ってきました。そして、お互いの気持ちを理解し合い、仲間の輪を広げるとともに、社会参加に欠かせない言語として、ろう者の間で大切に受け継がれています。

しかし、ろう者及び手話に対する理解が乏しく、ろう者は歴史的背景の中で多くの不便や不安を感じながら生活してきました。こうした中、国際連合の総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、手話が言語であると認められ、ろう者及び手話への理解や普及への取組がより重要となってきています。

私たちのまち小千谷市は、「互いに尊重しあい 支えあい いきいきと暮らせるまち」の実現をめざし、地域に暮らす全ての人々が円滑なコミュニケーションができる権利をより確かなものとするため、この条例を制定します。

手話に関する小千谷市の主な施策

- 手話通訳者・奉仕員の個人派遣を実施しています。
- 市主催の講演会などで、手話・要約筆記を提供しています。
- 小千谷市ろうあ者協会が中心となり、手話奉仕員養成講座を開催し手話ができる人を育成しています。



小千谷市でボランティア協議会に加盟しているサークルを紹介します。一度、見学に来てみてください！

(お問い合わせ：サンラックおぢや TEL0258-83-2340)

- ◆小千谷手話サークル (市民会館 毎週木曜活動)
- ◆手話サークルあじさい会 (市民会館 毎週水曜活動)